

一七 総送 第百十五号

平成二十九年五月十九日

江戸川区長 多田正見

江戸川区議会議長

福本光浩 殿



報告の送付について

平成二十九年五月二十六日招集の平成二十九年第一回江戸川区議会臨時会に提出する左記報告を、別紙のとおり送付いたします。

記

報告 第六号 専決処分した事件の報告及び承認について

専決処分した事件の報告及び承認について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十九条第一項の規定に基づき、江戸川区特別区税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第三項の規定により報告し、承認を求めらる。

平成二十九年五月二十六日

江戸川区長 多田正見

江戸川区特別区税条例の一部を改正する条例を公布します。

平成二十九年三月三十一日

江戸川区長 多田正見

江戸川区条例第二十一号

江戸川区特別区税条例の一部を改正する条例

江戸川区特別区税条例（昭和四十年一月江戸川区条例第六号）の一部を次のように改正する。

第十五条第四項中「第二十三条第一項の規定による申告書（その提出期限後において）を「特定配当等申告書（」に、「もの及びその時まで提出された第二十四条第一項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第一号に掲げる申告書及び第二号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると区長が認めるときは、この限りでない。

一 第二十三条第一項の規定による申告書

二 第二十四条第一項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第十五条第六項中「第二十三条第一項の規定による申告書（その提出期限後において）を「特定株式等譲渡所得金額申告書（」に、「もの及びその時まで提出された第二十四条第一項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定株式等譲渡所得金額

申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第一号に掲げる申告書及び第二号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると区長が認めるときは、この限りでない。

一 第二十三条第一項の規定による申告書

二 第二十四条第一項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第二十条の二第一項中「第十五条第四項の申告書」を「第十五条第四項に規定する特定配当等申告書」に、「同条第六項の申告書」を「同条第六項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書」に、「法第二章第一節第六款」を「同節第六款」に改める。

付則第四条第一項中「平成三十三年度」を「平成三十三年度」に改める。

付則第六条第三項中「次項」を「以下この条（第五項を除く。）」に改め、同条に次の三項を加える。

5 法附則第三十条第六項第一号及び第二号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第三十九条第一項の規定の適用については、当該軽自動車が平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成三十年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成三十年四月一日

6 から平成三十一年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成三十一年度分の軽自動車税に限り、第二項の表の上欄に掲げる第三十九条第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

7 法附則第三十条第七項第一号及び第二号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第三十九条第一項の規定の適用については、当該軽自動車及び第二号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第三十九条第一項の規定の適用については、当該軽自動車及び第二号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第三十九条第一項の規定の適用に限り、第四項の表の上欄に掲げる第三十九条第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

7 法附則第三十条第八項第一号及び第二号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第三十九条第一項の規定の適用に限り、当該軽自動車及び第二号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第三十九条第一項の規定の適用に限り、当該軽自動車及び第二号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第三十九条第一項の規定の適用に限り、第四項の表の上欄に掲げる第三十九条第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

る字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。  
付則第七条を次のように改める。

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

第七条 区長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第二項から第七項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第三十条の二第一項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 区長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第四十条第二項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第四十三条及び第四十四条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の

不足額に、百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第二項の規定の適用がある場合における第八条の規定の適用については、同条中「納期限の延長があつたときは、その延長された納期限」とあるのは、「付則第七条第二項の規定の適用がないものとした場合の当該三輪以上の軽自動車」の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該納期限の延長があつたときは、その延長された納期限」とする。

付則第八条第二項中「申告書」を「特定配当等申告書」に改め、「提出した場合」の下に「（次に掲げる場合を除く。）」を加え、「第十五条第一項」を「同条第一項」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第十五条第四項ただし書の規定の適用がある場合

二 第十五条第四項第一号に掲げる申告書及び同項第二号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると区長が認めるとき。

付則第十一条第一項中「平成二十九年」を「平成三十二年」に、「附則第三十四条の二第四項」を「附則第三十四条の二第一項」に、「除く。以下この条」を「除く。次項」に、「同項の」を「前条第一項の」に、「応じ」を「応じ、」に改め、同条第二項中「平成二十九年度」を「平成三十二年」に、「附則第三十四条の二第九項」を「附則第三十四条の二第十項」に、「場合においては」を



「ときは」に改める。

付則第十四条の二第四項中「第二十三条第一項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において」を「特例適用配当等申告書（」に、「ものに限り、その時まで提出された第二十四条第一項に規定する確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特例適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第一号に掲げる申告書及び第二号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが相当であると区長が認めるときは、この限りでない。

一 第二十三条第一項の規定による申告書

二 第二十四条第一項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

付則第十四条の三第四項中「第二十三条第一項の規定による申告書（その提出期限後において」を「条約適用配当等申告書（」に、「もの及びその時まで提出された第二十四条第一項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第一号に掲げる申告書及び第二号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると区長が認めるときは、この限りでない。

一 第二十三条第一項の規定による申告書

二 第二十四条第一項の規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）  
付則第十四条の三第六項中「第二十三条第一項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第二十四条第一項の確定申告書を含む。）」を「同条第四項に規定する条約適用配当等申告書」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改める。

付 則

（施行期日）

第一条 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

（区民税に関する経過措置）

第二条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の江戸川区特別区税条例（以下「新条例」という。）の規定中区民税に関する部分は、平成二十

九年度以後の年度分の区民税について適用し、平成二十八年度分までの区民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第三条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成二十九年年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成二十八年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

2 区長は、納付すべき軽自動車税（平成二十八年度以前の年度分のものに限る。）の額について不足額があることを江戸川区特別区税条例第四十条第二項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者以外の者（以下この条において「第三者」という。）にあるときは、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十三条第一項の規定による告知をする前に、当該第三者（当該第三者と地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二号）附則第十八条第二項に規定する特別の関係のある者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（江戸川区特別区税条例第四十三条及び第四十四条の

規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

（江戸川区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第四条 江戸川区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成二十六年七月江戸

川区条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

付則第五条の表新条例付則第六条の表第三十九条第一項第二号イの項の  
上欄及び中欄中「第三十九条第一項第二号イ」を「第二号イ」に改める。